

件名：著作権法改正要望事項について  
【 6. 侵害とみなす行為等関連】

文化庁長官房著作権課 法規係 御中  
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明いたします。

意見：（115, 116, 117, 118, 119）の  
「輸入権及び還流防止措置創設」について

以下本文-

邦楽（国内）と洋楽（海外）と同じ枠に入れる必要はないです。

115. にあるように、対象は邦楽のみ行うべきではないでしょうか？期限に対しても、対象が邦楽のみであればどうでもよいことですが、洋楽も関わるのなら、7年も4年も半年も、どれも反対です。小規模の輸入専門店で、売れ筋の入荷がなくなるということは、そのまま経営難につながるのではないかでしょうか？個性的な小売店がなくなるだけの結果になりかねないのでは？

今回の法に洋楽が盛り込まれた理由が、最近のイギリス方面からの高騰する輸入額に対して、消費者が購入しやすくなる手段とするなら話は別問題ですが。

以上

件名：著作権法改正要望事項について【6. 開港】

文化庁長官房著作権課 法規課 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下のとおり意見を表明します。

氏名：[REDACTED]  
所属：[REDACTED]  
住所：〒[REDACTED]  
電話番号：[REDACTED]  
意見：(115)(116)(117)(118)(119)について

○ (115) に賛成します。

元々文化行やレコード協会の説明では邦楽レコードの還流防止を目的にした  
当法律の改正を行ったのだからこそ、洋楽レコードの輸入を止められない  
現行の規定文には不満です。

○ (116) に賛成します。

ロングセラーモデルなど、新譜が7年も（ヨーロッパの場合はまだ長い上に）  
早いものは発売から1年で廃盤や在庫切れなど放置される作曲者がたくさん  
中、上限7年というのは長すぎだと思います。

○ (117) に賛成します。

関税専門協議会も日本経済団体連合が時限立法という条件を付けていました。  
そもそもこれはヨーロッパの法律の改正に対する反対でしたが、出来ただけ早く受け入れました。

○ (118) に賛成します。

レコード輸入販売店はこれ“当たり前”の規定だと思います。

○ (119) に賛成します。

日本に還流防止措置を導入する事は、他国で実施している事で  
国民から理解されない事があると思います。

(1) 序名 [REDACTED] 瑞琪

(2) 住所

(3) 雜記

「著作権改正要項について〔8. 四選〕」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に猶意ながら、「音楽レコードの混亂防止措置」をもつ「著作権法の一章を改正する法律案」が  
衆議院文化科学委員会での決算審査でも明らかになったように、法案の根柢となっているデータや権利者権、  
全く裏付けの無い底本質などおひだらしい両面点が修正されたにも関わらず、毎年1月1日  
から施行される  
ようなのですが、

〔理由〕

「原高」は、国民・消費者が納得できるような説明が示されておりません。

2. 公正取引委員会は「統合的に高粱で、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と回答でも明示し、且つ、「過渡防止措置を廃止することができる期間を七年を超えない範囲で政府で定める期間とする」いう規制を限定していること」が制度自体の導入を認める根拠であると説明してます。

還済防止措置がもし西側における政府説明の通りアジア退出をする邦銀についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋銀のロングセラー音楽に入れる必要はない。邦銀・洋銀とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないのでしょうか。

3 治癒の回数と比較した場合、同じような導入率が割合されている香港では18カ月であり、48ヶ月という原車は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合意的結果とは言えません。

4 すでに、レコード東界は再販売権維持制度により、値段額に較べてより多くの独占的権利を得ております。

再販売業者指摘制度も著作権法によるレコード違法防止措置も改訂禁止法上の適用除外としての位置づけであり、権利保護法であるから、再販売業者指摘制度の範囲以上の版権権益の保護は不適切であります。

不合理な規制により競争者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販価格抑制策は著作権法によるレコード盗録防止措置とは競合性質が異なるとの立場には理由がなく不妥であると言えます。

5 本尾行市風氣の薦進として、運営によって著作者の利益が減っているとの質問もあったが、たとえば、授業される日本国内の価格が安い女性用の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内線の方が日本国内よりも黄東美印税が2倍高いため、台湾版がたくさん売れた方が日本版に差があるとは思えません。

尚、「日本と他國水準に大きな差がない先進国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ新しい差がない場合は、不適当とは判断されない」との貿易の判断は、「新しい差」の判断基準が国際競争が発展できるまで評議されておらず、国民の怒りは持たれていない不適当な貿易があると想えます。

6 2003年のオリコン複数チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割近くが二ヶ月以内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に比べて消化率は邦楽であることがわかります。

したがって、若狭の邊境線のみを輸入禁止の対象にするのではなく2カ月以内が合理的範囲であり、それ以上の期間を設定することは、直前に上は否定している欧米からの洋服タイトル類の輸入禁止を意図しているか否かに隠れらず、結果的に歐米からの洋服タイトル輸入禁止と同様の効果を生むに任せた。従々この権利を不當に否することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判断は事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンシーながら戦争が起きた場合、戦火一起で億万円の罰金を伴う著作権法に触れて戦争に負けた場合のリスクがとても大きくなり、何よりPCRは輸入しない戦争が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の期限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める流れに一定の合理性があるにしても、返品規制を求めているレコード会社自身、想定の上をやみくもに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限廃止を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9. 政府は「六十五か国が遅延防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国全での実施で明らかになったとおりEU6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。  
実際、遅延防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かつてます。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法規の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないかでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その説明は政府自身ではなく文化科学研究所の説明であり、しかもその説明を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この実害は、還流量68万枚との政府の説明に嘘偽りがないことを疑わせるに十分です。

11 さらに、退避防止量68万枚の算計推算は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない。そこで改めて在庫量68万枚がないとの情報を得てあります。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 質権をやり直す予定はございません」と強めて不誠実な態度で質権拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費貴者・商業又好者の理解は得られず、文化の復全な発展は甚り難ま  
せん。國民・消費貴者・商業又好者の理解が得られない状態は不合理であるから、専門的風定  
によって國民が納得できるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の既現に発行されているものについて、原本では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原本通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が解消されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

R1

文化庁 長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法施行令の改正に対する意見

- (1) 氏名… [REDACTED]  
職業… [REDACTED]  
(2) 住所… [REDACTED]  
電話… ( [REDACTED] ) [REDACTED]  
(3) 意見… (115),(116),(117),(118),(119)について

「政令で定める期間」は  
〇年〇日とするべき。

P.01

著作権法改正要望事項について  
〔6. 侵害とみなす行為等関連〕

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対する下の通り  
意見を表明します。

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

(115), (116), (117), (118), (119)について  
「政令で定める期間」を当該施行の日(平成19年  
1月1日)から1ヶ月とするように望みます。  
この1ヶ月は「セリセリー」といった意味を含んでいます。  
本来なら〇日であるべきだと思ってります。  
「関係権利者の利益の確保と、関係事業者や  
消費者の利益の調和を図ることを基本として  
と」改正の概要にありましたか、「政令で定める  
期間」を「千年」とすることにより、行なくとも消費者に  
は全く何の利益にもならないことは明白であり、  
納得のいくものではあります。  
すでに発売されている音楽レコードに関しては、発売日  
から1ヶ月とすように望みます。

## 【6. 傷害とみなし行為等問題】

### ・細目(109)(II)について(条件要望)

海賊版著作物につれて、研究・検証等の参考資料を目的としたもの 警察機関及び税関等の取締等、領布的目的でない場合、一定条件を設けるべきである。

### ・細目(113)について(反対意見)

技術的保護手段の回遊性をやむを得ず必要とする場合がある。

① 输入CD中にSCMSが原盤にかけられており、ミニディスク(MD)データカルトデータ(DAT)、デジタルコンパクトカセット(dcc)への直録複製が不可能である為、1回の許可等を設ける必要が生じます。

② dccには機器及び媒体をメーカー側が直接終了してしまった保存の為に2次保存(MD・DAT・高密度HD(Hi-HD)・既存CD録音機への複録等)が必要である。1回の許可等を設ける必要が生じます。

### ・細目(114)について

平成16年5月10日に京都在住の某下助氏でアマチュアログラーの金子勇氏の著作権違反(下助氏の逮捕)という事件があります。

彼は研究やP2Pネットワークの発展の為に「Winnie」を開発したと思われますが、BBS 2ちゃんねる(<http://www.2ch.net/2ch.html>)内のダウンロード板(<http://tmp4.2ch.net/download>)(<http://tmp4.2ch.net/>の趣旨としてはWinMX)にて情報交換<sup>※</sup>する際にはアダルトACCの密告により京都府内の学生人が逮捕(懲役)され、その掲示板住人が更に違法行為を繰り返し摘発された事で

海外での法人用件での開発もあるが、摘発はされず、隠匿(ひそかに)の認定で、当該陽子<sup>※</sup>はのみならずP2Pにて違法行為を繰り返してしまった事で、また、金子勇氏の甲斐裁判では皆見る角度を考慮しているが、虚偽の本質は「無罪」である。今後の社会活動に支障を及ぼす。

無論、フェューチ規定の必要性を高めるべきである。

## 【6. 傷害とみなし行為等問題】 続き

### ・細目(115)~(119)に関する意見(見直し必要性)

当該違法防止措置とは、国内標準の逆輸入での著作者への不利益を防止する為の目的が本来の目的ではあるが、副作用として、洋楽の直輸入及び第3国経由での輸入まで当時はまだまごうといふ結果があり、経済としては、全米コード協会の圧力等があつたとされ、知財戦略会議本部でのレコード業界関係者の閣外、AV機器メーカーのOB議員の談合、日米粗税条約での外資系コード会社への税制危機等、複数の要因があります。

洋楽輸入盤まで差止めてしまった場合、洋楽は一部を除き一律間にレコード禁正、定価で高額な輸入盤の入手難となり、消費者に不都合なだけが目立ちます。

問題点は内外価格差で、輸入盤に比べ国内盤は1.5~2倍という高価で売られています。その為、国内ではレコード全般にレコード世界で唯一認められている言葉です。

前述通り、洋楽が体内に体内に禁正である事も含め、P2Pネットワーク上への流出を増長してしまっては3。

また、司法の際、与党は「原則なく」異党は「条件付で」という風に主張する際、の与野党の意見も違うことがあります。また、業界や与党によるレベルである可能性も含めらざると思えます。

〒100-8959 東京都千代田区九の内2-5-1  
文化庁長官官房著作権課法規係 御中

「著作権法改正要望事項について【6 関連】」

6. 侵害とみなす行為等

○ 侵害とみなす行為等

(109) 頒布目的でなくとも著作権を侵害する行為によって作成された物を輸入する行為を侵害とみなす。ただし、海賊版であることを知っているような場合に限らないと、購入者を害する恐れがある。(110) (111)とも関連して、海賊版についての扱いを検討する必要があると思われる。

(112) 著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、一定の場合に侵害とみなす。

「一定の場合」はがなり厳格に考える必要がある。当該行為の客観的側面が著作権侵害でしかないような場合に限るべきである。そうでないと、著作権権の間接侵害を理由としてあらゆる行為が規制されることになりかねない。

(113) 技術的保護手段回避装置・プログラムの「頒布者」に対する差止請求権の創設 30条1項では、回避の結果が違法であって、回避行為自体が違法ではないので、間接侵害となりうる行為にすぎない。もつとも、象徴試案上ではかなり限定が加えられており、その点では評価しうる。ただし、かかる規定を設けても「専ら」機能としなければ(回避以外の機能を付与すれば)、適用されないので、あまり意味はないものと思われる。(120条の2、1号の実効性とも関連する)。逆に「専ら」を外せばすでに述べたようにあまりに広すぎる規制となる問題であると思われる。

(114) 著作権を侵害する行為に用いられる可能性がある物(プログラムを含む。)を開発、譲渡等した場合であっても、著作権侵害の教唆、幇助とはされないことを明確に規定する。

あたらしいのは当然であるのに、規定することの方がおかしい。処罰される行為が規定されるのが、罪刑法定主義である。むしろ処罰されるべき侵害行為が規定されている以上、そうでないものについては、処罰されないというべきである。しかしながら、厳にそのようないいものについては、司法府への信頼は乏しいものとなっている。提案さうな解釈がとられがちで、その点で、司法府への信頼は乏しいものとなっている。提案されている「非侵害のみなし」は、規定がなければその態様が違法であるかのように思われるので、(保護規定とするべきではない)が、「侵害するものと解釈してはならない」という訓示規定としてはどうだろうか。

○ 還流防止措置

すでに導入された制度ではあるが、本来的にこのような措置は妥当ではない。取引安全が害される一方で、権利者は契約によるコントロールが可能だからである。にもかかわらず、導入されたことは懲戒はあるが、権利者側の主張から、現に導入されてしまった制度をどのように解すべきかについては、最大限消費者側に配慮して行なうべきである。

また、環流防止措置は、今後、縮小、廃止する方向で法改正をしていくべきである。

以上

文化庁長官官房著作権法規係 御中

(1) 氏名 [REDACTED] 稲葉 [REDACTED]

(2) 住所 [REDACTED]

(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」] (115) (116) (117) (118) (119)  
について意見させて頂きます。  
2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行される。 ようなのですが、

いまだもって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案（以下「原案」と称す。）に反対します。

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。  
2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、  
「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定め且つ、「還流防止措置を講じること」が制度自体の導入を認める前提である期間とする」という期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れると必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。  
再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

5 不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不当であると考えます。

6 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高い台湾と仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ審しい判断には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「審しい差」の判断がない場合には、不当とは判断されないとの政府の判断は、「審しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られない不適切な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出

荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに問はず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。  
この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めてるレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際に国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国は含めています。この事実について妥当性を疑う見解も出ています。

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身では

なく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によつて利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労ではないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はありません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定よって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際現に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属 (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]  
意見:

(112) に関連  
(112) の意見に反対します。  
何を持って侵害とするか曖昧であり、曖昧な状況で権利の拡大を容認することは危険だと考えます。

(113) (114) に関連  
これらの意見に反対します。

(115) ~ (119) に関連  
これらの意見に賛成します。  
音楽レコードの還流防止措置 (いわゆる輸入権) の成立は、日本の著作権法規の汚点ともいえるものだと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文部科学省 御中

「海外盤CD輸入禁止」問題について、もっと慎重に  
審議していただけるよう、切にお願い申し上げます。  
今回の改正案の意図は「外国において製造された日本の音楽の  
CDが国内へ還流されることを防止すること」だそうです。  
それは全く問題ないと存じます。  
邦楽ならば同じものが国内で買えるからです。

しかし、この法案は我々洋楽ファンにとっては重大な問題を  
もたらします。改正後の法律が洋楽CDの輸入規制をも  
可能にするからです。

具体的に言うと、日本盤の出ない海外アーティストのCDまで  
規制されてしまい、それではと個人で輸入しようとすると  
税關で止められる、という事態もあり得るのであります。  
我々は好きな音楽を聞くことすら禁じられてしまうことに  
なりかねません。それは個人の権利を不当に制限することです。  
とても耐えられません。

邦楽CDの輸入盤だけに限った立法で充分なはずです。  
「邦楽に限定する」ということを明文化していただきたく存じます。  
どうぞご理解いただきたく、洋楽を愛する一国民として  
心よりお願い申し上げます。

[REDACTED]

TEL [REDACTED]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見:

侵害とみなす行為等。

(111) 権利を侵害する行為によって作成されたプログラムの著作物の使用について、情を知っている場合又は情を知らないことにつき過失がある場合には業務上以外の場合も侵害とみなす。

このような規定をおいた場合、ソフトウェアを買ったり、すでにソフトウェアがインストールされたPCを購入したりする時、購入者は購入の度に当該ソフトウェアが許諾をえた正当なものであるか、確認せねばならず、そうしなければ「過失」がみとめられ、代金を支払ったのに使用が停止されたり、刑事罰の対象となることになります。ソフトウェアの開発者は、適正なものが審査できる能力や、侵害行為を差し止める権利、また摘発能力がありながら、情報や権利的に劣位におかれている利用者にそのような義務、負担を課すことは、公平性に反するものであります。

したがって(111)には反対します。

(112) 著作権の侵害行為に間接的に関与する行為を、一定の場合に侵害とみなす。

特許法上の間接侵害は、特許法第101条に限定列挙されているのみであり、またアメリカ著作権法上の寄与侵害は、ベータマックス訴訟において認められているように、権利侵害でない用途に供される可能性がある場合、適用しないとなっているものであります。

これに対し、日本音楽著作権協会がもとめいる「間接侵害」規定は、権利が侵害されるおそれや可能性がある物品、サービスに対して、侵害行為を行ふものを探し出し、侵害行為をやめさせなければならず、それができない場合、物品やサービスの提供そのものをやめなければならないという規定であり、上記2つとは全く異質のものであります。

この規定がおかれた場合、社会に対し有用な機器を送り出した場合(コピー機、スキヤナ、等)、送り出したがゆえに著作権者の要求によって、物品やサービスの提供毎に一定額の金銭を支払うか、権利侵害者探索のコストを権利者から肩代わりせられるという状況においちります。私は、権利は自己の名において守られるべきであり、過去より侵害者を発見しにくくならかといって、侵害者探索のコストを簡単に責任を追及できる者に代替わりさせたりすることは、著しく社会の公正に反する行為であると考えます。権利を守るのであれば、消費者の利便性を損なわない形での、侵害行為を封じる技術を開発、またはそれにたいする援助を行えばよいのであって、社会的有用性のある物品やサービスの提供者を自己の権利の名の下に、あたかも一定の業者を自己に隸属化させること(自身でコストを負担しない、相手に命令して行わせる)は、著作権という権利の本質を見誤ったものであるといえます。

特に情報通信産業は、憲法によって検閲が禁止されており、侵害者を通信段階で排除することは不可能であります。(郵便で海賊版DVDを送付しても、開封してしらべることはできません)また、そのなかでも電子通信においては瞬時に伝送されるシステムであるため、物理的にも法的にもより不可能であります(本メールに歌詞が転載された場合、排除できようか)。

そうした行為的弱者を狙い撃ちにするかのような本提案は、到底受け入れるべきものではありません。もしこのような提案が受け入れられるのであれば、それは言論の自由を認めないとということか、ある種の自己の手ではほぼ変えようがない憲法で保障された権利を逆手にとり、その上で権利的に劣位におかれている者にたいしてどのような追求をしてかまわぬという、社会的にみて「卑怯」と評価できること、を国家がみとめたということに等しいものであります。

私は、以上により著しく正義や公正さを欠く(112)には反対します。

(113) 技術的保護手段回避装置・プログラムの「発布者」に対する差止請求権の創設

本提案はわが国においては不正競争防止法によって解決される問題であると考えます。

(114) 著作権を侵害する行為に用いられる可能性がある物(プログラムを含む。)を開発、譲渡等した場合であっても、著作権侵害の教唆、帮助とはされないことを明確に規定する。

(114)は、社会的にみて侵害者より立場が明らかになりやすく、そのためには本件の侵害者を差し置いて責任が追求されることになる者を、安易な責任追及や裁判所の責任認定から守るというものです。これは新たなサービスを開発しようとする者の法的安定性を高めるものであり、副次的效果として、法律によって保護される者の効果が高まり、新しい産業の発展につながる効果が考えられます。

以上により(114)に賛成します。

#### ○ 還流防止措置

(115) 音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定

(115)については、今国会における法制化過程の答弁で述べられた法の趣旨(いわゆる「J-POP」に代表される邦楽CDが国外で販売されたものについての還流防止)を、実際の法にあらわす、というものです。これは、法が本来の目的的な効果を発揮させ、予想外の被害をもたらすことのないようにならかにうものであるから、賛成します。

(116) 音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮

いわゆる「オリコン」に代表される音楽売り上げチャートによってこのような販売消

化率が示されるが、以下に示す資料によれば代表的な邦楽アーティストは発売後8週

間で売り上げ全体の90%以上に到達します。加えて現状においては、音楽CDのレ

ンタルは発売後3週間で解禁されるという運用がなされており、消費者は借りてきて

MD等に録音するといったような形で低廉に享受できる状況であり、このような状況下

で還流禁止をつけたからといって、国内販売品に不当といわれるほどの損害をあた

えるとは考えにくいものであります。

また、音楽CDは、廃盤といわれる状況になって、市場供給が絶たれるというが多々見

受けられるものであります。そのような場合、せっかく禁止期間をすぎて法的に輸入

を認められるようにならなくても、入手したくてもできない状況におちいる可能性があ

ります。消費者利益の点で問題があります。

したがって制限期間の幅が合理的と考えられる期間より、多くの範囲を含んでいるも

のを是正し、権利者と利用者に公平性をもたらせるというものであるから、賛成しま

す。

(118) 国外発布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内発布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内発布目的商業用レコードの発行

前に輸入され、又は発布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。

(118)は、法の選択的適用を不可にするということの明文化であり、また予見でき

かない事情から、予想外の被害をもたらすことのないようにするためにあることか

ら、賛成する。

(119) 他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき。

そもそもの還流防止措置は、内外価格差は正という基本的な貿易政策や、より安価で高価の高いものを消費者に届けるという自由競争政策、市場主義の例外でありますから、安価に他に適用すべきでないことは明らかであります。

よって賛成します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 侵害と見なす行為等関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中  
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

① 氏名：林 所属 中行公司

②住所:   
電話:

③意見  
(115) (116) (117) (118) (119)に全面的に賛成します。  
ただ(116)に関しては6ヶ月よりもっと短い方が良いと思います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
件名: 著作権法改正を希望する事項について【6. 侵入と見なす行為等問題】  
cc:

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中  
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]  
意見: (115)について

意見：(115)について  
このトピックで意見を述べさせていただきたいと思います。

よくて私は(笑)の思いで、日本でいつでも購入出来るという事は  
外国で発売されている音楽レコードを、日本でいつでも購入出来るという事は  
もは日本のお音楽界における文化であり、間違いない事だと思います。  
それが日本の作詞作曲家に大きく影響を与えてるのは間違いない事だと思  
います。それが日本の作詞作曲家が創作するための大変重要な事です。  
著作者の権利を守るために法律が、著作者が作ってはならない事と思います。

著作者の権利を奪く自由」を奪うような事があつてはならないと思つます。  
「海外の音楽を聴く自由」を奪うような事があつてはならないと思つます。  
現在レコード店のクラシック音楽の棚から~~は~~輸入盤CDがどんどん姿を消しています。  
私がもつとよく「古典」のCDはほとんど国内版が販売されていなっています。  
輸入盤を買う事が出来なくなればそれから手に入れる事が出来なくなります。  
国内で発売される予定にないものは通用されないとこの事でしたら、  
既に店頭から売れたものには補充がされなくなっている現状です。  
ただ好きな音楽を自由に聴きたいという願いが満たされる事のないよう願っています。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開通】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

概要:  
(115) (116) (117) (118) (119)の意見を支持します。

説明:

そもそも、著作権法における「還流防止措置」の導入は、根拠資料に疑いの多いものであり、  
更に特定産業のみの過剰保護政策であり、  
このような措置を著作権法に組み入れることには元々反対である。  
よって、(115) (116) (117) (118) (119)の意見全てを支持し、最終的には著作権法から「還流防止措  
置」が除かれることを切望します。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開通】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: [REDACTED]

意見: [REDACTED]

(115) (116) (117) (118) (119)について

賛成します。

以上

(1)氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]  
(2)住所 [REDACTED]

(3)意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)  
について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようなのですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案(以下「原案」と称する。)に反対します。

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2. 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもしも国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないかでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不当であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によっ

て得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに関らず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不恰當に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。  
この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めるレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めてることについて妥当性を疑う見解も出ています。  
実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないでしょうか?

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労はしないとの情報を得ています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定よつて国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について  
これらの意見に全面的に賛成。とりあえず消費者の意見として提出します。

(1) 氏名 [REDACTED]  
(2) 住所 [REDACTED]

(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115) (116) (117) (118) (119)  
について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い架空論などおひただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようなのですが、

いまだもって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案（以下「原案」と称する。）に反対します。  
\*\*\*\*\*

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。  
2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、  
「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れ必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないかでしょうか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不当であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽、

洋楽名5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流益のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに聞らす、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権行使したライセンサーあるいはライセンサーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の期限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めているレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、期限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際に国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのでないでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止費68万枚の算定根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労はしないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村文部大臣、調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際現に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

## 6. 侵害とみなす行為等関連

要望中、「輸入から領布目的の要件を外すべき」との意見が見られ、そのような法改正であっても著作権制度の本質から外れるものではないとは思いますが、将来の子供たちに顧向ができないほど莫大な赤字を抱えるわが国においては、実際に侵害品の輸入を摘発する税關におけるコストと、領布以外の目的で輸入される（おそらくごく少数）侵害品における利益喪失とのバランスを考えた場合に、これはアリティイがないと言つていいほどコスト・パフォーマンスが悪く、「行政の効率化」が叫ばれると昨今、このような形での国民負担の増大は、国民の理解を得られないものと考えます。また、このような実現性のない法律自体、いかがなものかと思います。

また要望中、音楽レコードの還流防止措置について言及が見られます。今年6月のこの法改正が、法律の専門家のみならず音楽ファンの反発を大いに招き、著作権というものの存在が（「悪法」として）広く知られるところとなるとともに、反「知財立国」論者を大量生産した。そういう意味で、政府の知財戦略として大いに「戦略的」であったことは、記憶に新しいところであります。

ベルヌ条約の大きな柱として「内国民待遇の原則」が掲げられていることからわかるように、本件のような正当にライセンスされた音楽レコードの還流防止は著作権の本質から外れるものであり、仮に音楽レコードの還流が日本の音楽産業に壊滅的な打撃を与えるということであれば、これは本来通商問題として処理されるべきものであると考えます。

自国の産業に壊滅的な打撃を与える場合の例外的な自由貿易の制限は附0も認めるところであり、この解決方法を誤ったことは、ベルヌ条約違反のリスク、国際消炎を通説とする国際的枠組からの孤立、法制度上輸入盤への権利行使が可能であり音楽ファンに大きな不安を与えているといった点で、多くのデメリットを生むこととなりました。

従つて「音楽レコードの還流防止措置」については、根本的な見直しを要求します。

\*\*\*\*\*  
[REDACTED]  
\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*  
[REDACTED]  
\*\*\*\*\*

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

強く賛成します。

国会での審議の過程で非常に疑問があります。その審議の過程で提出された資料にも、信頼性の低い調査結果が含まれていることも確認しました。このようないくつかの問題点を指摘するに留めます。

また、その趣旨であるはすの邦盤の還流を阻止するため、それに事足りるよう

条文の変更を提案された際にもそれを拒否するなど、文化庁および与党には本当に別の意図があるのではないかと勘ぐってしまうほどです。洋盤の輸入盤を含め、音楽を自由に楽しんでいるファンとして、非常に不愉快です。

(115)～(119)のように、施行前から多数の疑問や懸念が寄せられる法改正には、どこか大きな穴があるのではないかでしょうか。還流措置は一度廃止し、十分な議論を行う必要があると考えます。

Private : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (114)について

強く賛成します。  
中立的な行為を故意に解釈されて刑事罰を受ける可能性があるので、コンピュータ技術の発展意欲が失われてしまいます。

Private : [REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名 [REDACTED]

所属 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

#### 6. 侵害と見なす行為等

(115) (116) (117) (118) (119) 遠流防止措置

「音楽レコードの遠流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が2004年6月3日に成立してしまった。

本来的な国内遠流盤の阻止をかたって、実際にはそれ以上の解釈が可能となるこの法案を、十分な説明や施行条件の検討もなく、一部団体の圧力により通してしまったことは、日本の著作権法における汚点と考えても良いすぎんな行為であったと思う。

可能ならば法案を撤回すべきだと考えるが、それまでの期間には、本来の目的を超えた解釈を許さないように十分に配慮すべきである。

従って、同趣旨の(115) (116) (117) (118) (119)の諸意見に賛成します。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]  
(2) 住所 [REDACTED]

#### (3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの遠流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになつたように、法案の根拠と成っているデータ全く裏付けの無い楽観論などおひただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案(以下「原案」と称する。)に反対します。

#### 【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「遠流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

遠流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないか。どうつか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、4箇月といふ原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード遠流防止措置も独占禁止法上の適用除外と確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード遠流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不當であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、遠流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6. 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのにに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的範囲であり、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに問はず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7. 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判別は事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

8. 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めてるレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9. 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになったとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かつます。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのでないでしょうか？

10. 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11. さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労はないとの情報を得ています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はあり得ません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定よで国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12. この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

6-91

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED]  
(2) 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]

(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになったように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようですが、

いまだもって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案（以下「原案」と称する。）に反対します。

【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2. 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とする」という期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だと言えないのではないでしょうか。

3. 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18ヶ月であり、48箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは言えません。

4. すでに、レコード業界は再販価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるとの政府の説明には理由がなく不當であると考えます。

5. 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると考えます。

6. 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するのにに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的範囲であ

6-92

り、それ以上の期間を設定することは、建前上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止をめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

7 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判断は事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンサーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしい性は高くなります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めていけるレコード会社自身、相応の売上を見込むに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか？

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めていたるレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになつたとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであること

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるのではないかでしょう？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、還流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、還流防止量68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していることは通常はあり得ない。そんなに回転していたら苦労はしないとの情報を得てています。

河村文部大臣は国会で「河村国務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はありません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっていたが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc: 件名: 著作権法改正要望事項について【6. 開連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見:(114)について

(114) 著作権を侵害する行為に用いられる可能性がある物(プログラムを含む。)を開発、譲渡等した場合であっても、著作権侵害の教唆、帮助とはされないと明確に規定する。という条項を追加をお願いしたい。著作物創作者が萎縮する事無くプログラム作成できうる状態でないと文化発展にならず、また現行の著作権法の解釈(運用)では中立的保護行為がないがゆえにプログラマーの開発意欲を削ぐ結果になつているといふべきではありません。よって著作物を創作し侵害行為に用いられる恐れがあつても開発者保護の観点から(114)についての創設を求めます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
件名: 著作権法改正要望事項について[6. 開運]

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。  
なお、提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

氏名: [REDACTED]  
所屬: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話: [REDACTED]

意見：(113)について  
あらゆる技術的保護手段を回避する事を禁止すると、  
実際に技術的保護手段を回避できるかどうかの検証機器を作ることもできなくなってしまいます。  
その結果ある技術的保護手段が実際にどれほど強力なのか知ることができなくなり、  
そのため技術的保護手段の研究や開発にも多大な影響を与えることが考えられます。  
そのためこの意見には反対します。

意見：(114)について  
現在は著しく著作権者側に偏った制度だと思いますので、  
これを解消するために一刻も早く公正使用について明確に定義するべきです。  
よって(114)の意見に賛成します。

章題: (115)、(116)、(117)、(118)、(119)について

もつともな意見だと思います。よって(115)、(116)、(117)、(118)、(119)の意見に賛成します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (118)について

まず細目（115）についてですが立法主旨、及び国会審議での質疑応答からも  
再三  
言われてきたように、海外で販売されているいわゆる洋漁CDは還流防止措置の対象外にすべきであることは付帯決議が付いたことからも明白であるのは存知のことです。ですが過去に洋漁レンタルの件で付帯決議がいつも簡単に踏みにじられた経験からも、法的拘束力のない付帯決議を担保とするのはいさざか不すぐるが残るのが正直な気持ちですので、邦漁の還流盤のみを法の適用対象とすべきという細目（115）の改正要望を賛同します。もちろん付帯決議は遵守すべきであることは重々承知しておりますが、不測の事態が起こらないような法を作るのや立法院の役目とも私は考えています。もしはじめから洋漁は対象ではない法であつたらあれただけの署名（受理分33057名）は集まるはずもないと思いますし、当時、立法院に異を唱えた人々も納得できるものとなると思います。

次に細目(116)についてですが、輸入禁止期間は短ければ短いほどいいのは消費者である自分からしても当然ではあります、あまりに短い期間であれば権利者も快く思わないでしょう。ですが時限再販制度の適用期間が短くなっていること最近において「7年を超えない範囲で政令で定める期間」とは今時点においてはおかしいと思いますし、遠くない先のことを考えたとしても7年内とおいてはおかしいと思います。私は細目(116)にあるように半年ぐらいうるのは適当ではないと思っています。私は細目(116)にあるように半年ぐらいうのが妥当とは思いませんが、法の条文に沿った形にするならば「1年を超えない範囲で政令で定める期間」とするのが良いと思っています。なぜなら1年以上の長期にわたり売り上げが落ち込まないCDは例外的にはあるかもしれませんけれどあり、そういう類のCDであるならちゃんと価値はあるのではないかと個人的には思います。

次に細目(118)についてですが、今までにも輸入盤から火がついて国内盤が発売されるといったケースが多々あることからもこの主旨に賛同します。いままで条文では国内で発売されていないCDを輸入し、その後に国内盤が発売されるため定が立つと、その前に輸入したCDを所持するこども法の適用対象となるため輸入業者、もしくは販売店側が自由に商売が出来なくなる恐れがあります。そのといった混乱を避けるためにも国内盤CDの発売前に輸入されたCDについては法の適用外とすべきです。邦楽に限った話をしますと日本で発売されてから海外で発売されるのは当たり前であり、逆の例があるとしたら私が教えて欲しいくらいです。つまりは細目(118)にあるように法を改正したとしても邦楽への影響はない。つままりは細目(118)による法を改正したとしても邦楽への影響はない。つままりは細目(118)による法を改正したとしても邦楽への影響はない。つままりは細目(118)による法を改正したとしても邦楽への影響はない。

最後に著作権法改正要望事項に対する意見ではありますんが、法案が可決されてしまうと施行されてもいいない法に改正要望が寄せられるのは異例であると思われます。販売店、消費者が回復などから改正要望が出るということは、消費者がどのような法律は点を損ない、流通させる側の人たちからも危惧されている。この権利者としますが、これまで改正無しに施行されて大丈夫なのでしょうか?私は権利者ですが、このままのまま改正無しに施行されるのが立法府の役割であると信じています。バランシスをうまく取り立てるのが権利者寄りの法律でしかないかと思つて、防止措置に関するらば明らかに権利者寄りの法律でしかいませんが、多くの人が納得できるようには法を抜本的に見直すのも良いかと思います。

以上です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:(115)(116)(117)(118)(119)について  
上記項目番号の要望について、賛成を表明します。

これらの要望で触れられている「音楽CDの還流防止措置」については  
日本の音楽文化ならびに音楽産業の衰退につながるものであると、  
ユーザーとして非常に危惧しております。

先ごろ可決成立した改正著作権法の条文に従えば、国内で発売された  
作品と同内容の輸入盤が一律に輸入規制の対象となることが可能です。  
この規制が適用されることにより、現在でも先進諸外国と比較して高値で  
販売されている国内盤の価格維持が促され、また国内発売されない  
作品(概ね取り扱い量の少ないもの)が輸入される機会をも制限する方向  
に働くことが明らかです。こうした運用がなされれば、著作権法の精神  
そのものに反することになります。

附帯決議にある洋楽レコードに関する条項が守られるのであればこの  
懸念は払拭されることにはなりますが、過去の例から判断して附帯決議に  
拘束力は認められず、「絵に描いた餅」に過ぎないものと思われます。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:(115)(116)(117)(118)(119)について

還流防止措置に関して(116)(117)に関する意見を支持し見直しを求めます。再販制度の  
保護の下輸入盤という商品があつたからこそ  
市場においてバランスが保てた部分もあり邦盤の還流防止目的の趣旨ではありますが市  
場のバランスを逸するものであると言わざる得ません。

名前: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

(6) 「侵害とみなす行為等」についての意見

私は、還流防止措置を次の法改正時に、一度廃止し、その後再検討することを提案する。

6月の国会の質疑応答で明らかになったとおり、還流防止措置が必要であるという意見の根拠は薄弱であり、そもそも還流防止措置が、日本のレコード会社がアジアで展開するためにどうしても必要であるのかどうか不明である。前回の著作権法改正は、拙速であったと、私は考える。

また、元々アジアからの日本発売レコードの還流防止が目的であつたはずであるのにもかかわらず、本来の目的の対象外である欧米などからの輸入盤が、法的には輸入権の対象になってしまっている。多くの音楽家や音楽ファンが懸念するように、6月に成立した輸入権は、本来の目的とは異なった輸入盤に適用されるなど、濫用される危険がある。権利濫用を否定する大臣答弁や付帯決議は、法的根拠が無く、権利者が権利行使した場合、法的効力を持たないため、権利の濫用の可能性を排除できない今回の条文は、問題があると考える。

そのため私は、一度輸入権を廃止し、今度は十分に議論を尽くしてから、レコード会社、音楽家、消費者の意見の調整をするべきであると考える。そして、やはりレコード会社がアジアで事業展開するためには、どうしても還流防止措置が必要であるという結論が、十分に吟味されたデータに基づき書き出されるならば、次回は、濫用の恐れが無いような条文を作成し、再度還流防止措置を導入するべきであると考える。

(115) 音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定することは、還流防止措置を本来の目的に役立て、権利の濫用を防ぐためには絶対に必要な措置であるので、私はこれに賛成する。

(116) 音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を6ヶ月に短縮することは、通常日本のポップスは、売り上げの90%ほどを、発売後6ヶ月で消化し、発売6ヶ月を過ぎた還流盤の輸入はレコード会社の利益の侵害にはならないと考えられるので、私はこれに賛成する。

現在再販制のせいで値引きができない、あるいは長年の慣習で、再販期間が過ぎても、ほとんどの小売店が値引きをしない現状では、安価な還流盤の輸入は、日本のCDは高すぎて買えないと思っている消費者の購買欲を刺激する可能性があるので、むしろ積極的に還流盤輸入を促進する方が、音楽市場が大きくなるのではないかと思うが。

(117) 音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすることは、日本のポップスの商品としての寿命の短さを考えると、妥当な措置であると考える。そのため、私はこれに賛成する。

(118) 国外発布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内発布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内発布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は発布目的で所持されているものについては侵害とみなさないという措置に、私は賛成する。

この措置が取られない場合には、輸入業者はリスクを恐れ、輸入を控え、日本に入ってくる輸入盤の種類や数が減少すると考えられる。日本で発売される音楽の多様性が減少することは、日本のリスナーの質を下げ、ひいては日本の音楽自体の質を下げる事になる。質の高い音楽を作ることが出来る音楽家、そしてそのような音楽家を支援できる質の高いリスナーを再生産することは、日本の音楽産業にとって、死活問題である。そのため、還流盤以外の輸入盤の輸入を妨げよう要素は、法的に削除する必要があると、私は考える。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[6. 関連]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

(115) (116) (117) (118) (119) 述べられている意見に賛同します。

この春の国会における「著作権法第113条5項」の立法を見守っていた際、立法を要求した日本レコード協会等の説明のいい加減さに呆れました。国民の不信感を煽るだけのような立法のし方は間違っています。間違った過程で決定された事項は、徹底的に見直されるべき、あるいはもっと言えば覆されるべきです。

したがって、「著作権法第113条5項」に苦言を呈する(115) (116) (117) (118) (119)には賛同します。

特に、(116) (117) の、全国消費者団体連絡会の意見にある、「時限立法のはずだったのに反映されていない」という部分を読み、これでは「何が何でも立法した者勝ち」「約束は反故にされて当たり前」が我が国政府及び省庁の態度という印象を我々国民が持つても仕方ないと思いました。(すでにそういう印象を持つっています)。このままでは、政府の掲げる「知的財産立国」というスローガンに反感を持つ人間が増えただけです。

せっかくこのようにパブリックコメントを募集なさっていることです。来年の施行に先駆け、このあたりで「著作権法第113条5項」の再考を強く望みます。

以上

著作権法改正要望事項について [6. 関連]

氏名 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
電話番号 [REDACTED]  
意見 下記のとおり

(111) のような改正がなされた場合、パッケージソフトの購入者や、ソフトウェアがプレインストールされているコンピュータの購入者は、購入時に、いちいち当該ソフトウェアがその著作権者の許諾を得てパッケージに収録され、あるいは、プレインストールされたのかを確認しなければならず、その確認を怠つたならば「過失あり」と認定され、ちゃんとお金を出したはずなのに使用を禁止されると事態を招きます。それはかえって正規のパッケージを購入しようという意欲を薄れさせることになります。また、正規に購入したプログラムが、他人が著作権を有するプログラムのコードの一部を流用していた場合に、コード流用の可能性を検証せずに当該プログラムを漫然と購入したこと、「過失」といわれてしまうと、購入者としてはお手上げです。

他方、ソフトウェアの著作権者は、著作権侵害行為を摘発する能力がありますし、侵害行為をやめさせる権限もあるのに、そのような能力も権限もないソフトウェアの利用者に負担を押しつけようというのはフェアではないように思います。したがって、私は、(111) には反対します。

(112)、(114) について  
特許法上の「間接侵害」は、例えば「物」発明であれば、「特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」又は「特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為に限定されています。また、米国著作権法上の寄与侵害の規定は、権利侵害ではない用途に用いられる可能性がある場合には適用されないこととされています（ベータマックス事件連邦最高裁判決）。しかし、社団法人音楽著作権協会が引用する二つの裁判例が如実に示しているとおり、日本のコンテンツホルダーが求めてやまない「間接侵害」規制は、特許法上の間接侵害や米国著作権法上の寄与侵害とは全く異質のものです。  
すなわち、自己の提供する商品やサービスがその利用者による著作権侵害行為に用いられる可能性がある場合には、それを探し出して、著作権侵害行為に用いられないようにしなければならない。それができないのであればその商品やサービスの提供金体をやめさせるというものです。そして、それは、より経済実態に即していくならば、著作権者は侵害者を探し出して侵害行為をやめさせるために自らコストと労力をかける必要はなく、権利侵害行為にも利用される汎用的な道具やサービスの提供者に命じて、強制的に、無償で、権利侵害者を探し出して侵害行為をやめさせる役割を担わせることになります。そして、それができない場合、その汎用的な道具やサービスの提供者は、まさに人々の役に大いに立つ汎用的なサービス等を提供してしまったがために、いつまでもいつまでも半永久的に著作権者に対して「間接強制金」を支払い続けなければならないということになります。

そして、このような「現代型農奴」としてコンテンツホルダーから狙われているのが情報通信サービス業者です。検閲が禁止されている電気通信事業者はもちろん、検閲は法的には禁止されないけれども24時間いつでも利用者が送信した情報が瞬時に他の利用者に到達するシステムを構築してしまったが故に検閲を行うことが技術的経済的に困難となっている情報通信サービス業者（電子掲示板の管理者を含む。）は、利用者が送信しようとしている情報が第三者の著作権を侵害するものであるかどうかをチェックすることなく、その送受信を媒介してしまいます。これは形式的にいえば著作権侵害の「帮助」とされる可能性はありますか、瞬時にされる情報の送受信を阻止する能力は、情報通信サービス業者にはありません。かわいそうに、間接強制金を支払うしかなくなります。

(112) で提案されるような改正がなされた場合、市民による情報発信をサポートする業者は、市民が発した情報の内容を逐一検閲した上でなければ、これを特定人又は公衆へ伝達することができます。國が民間業者に対して法律により検閲を義務づける国家に日本が成り下がるということです。(112) を支持するということは、「利用者から送信された情報を、内容を検閲することなく、受信者に届けることが許されない」ということと同義です。著作権者の権益は、憲法が定める表現の自由の保障、検閲禁止の原則等をも凌駕すべきといっていることと同義です。私は、言論の自由は大切だと思うし、検閲は許されないとと思うし、情報通信サービス業者がコンテンツホルダーから農奴のようにただ働きさせられ、あるいは間接強制金という名の年貢を納めさせられることが

フェアだとは思わないし、そのような法制度がとられている社会では、T産業を担おうとする人材がいなくなってしまうことと危惧します。

「有益な用途に用いられる可能性があるのであれば、その新しいサービスを保護しよう」という「自由の國、未來志向の國アメリカ」に対して、「既得権者の権益を害する用途に用いられないようにできるようになるまで新しいサービスを公衆に提供することは罷り成らん」という「規制大国、既得権者のパラダイス」に成り下がっていて、日本が今後の「T革命競争でまともに戦えるようになると人は思えません。私は、音楽著作権者等のエコを優先させたがために、日本が近隣のアジア諸国T革命の波に乗り遅れ、10年後に、欧米諸国のみならず、近隣のアジア諸国からも嘲笑される「時代遅れの國」になることを望みません。ので、(112) からも反対します。

これに対し、(114) は、利用者の行為の責任を情報通信サービス業者に容易に押しつけがちな裁判所から情報通信サービス業者を守るという点からも有益であり、私はこれに賛成します（もちろん、情報通信サービス業者を守るという目的だけであれば、プロバイダ責任制限法の改正でもよいのですが、Winny事件で危惧されているように、プログラムを利用者が悪用したことの責任をどうされ(114) のような規定ぶりには賛同できます。）。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について[6. 関連]

文化庁長官官房著作権課法規係 様

(氏名) [REDACTED]  
(職業) [REDACTED]  
(住所) [REDACTED]  
(電話番号) [REDACTED]  
(意見)

（先史）この著作権法の改正は、「日本人」アーティストの権利を守るためにものだと思っていました。「日本人アーティスト」が「日本で」出したアルバムの海外版が逆輸入され、日本の正規版が売れなくなっている。だから権利を守りたいのだと。

正規版が売れないなくなっている。だから権利を守りたいのだ。  
しかし、事實はそうではないようです。  
理念は確かに日本産業を守るためになのでしょうが、なぜそこに海外アーティストのものまで関わってくるのでしょうか。  
そして、なぜ「輸入禁止」にまでしなくてはならないのでしょうか。もっと別な手はなかったのですか。

私は日本のCDも海外のCDも両方買っています。それはほしいアーティストのものならどこで売られているものであっても買いたいと思うからです。

そこには「消費者の選択の自由」があるのではないかと思っています。

安いからと単純に海外版を買っているわけではありません。そこにしかないから、そのアーティストの音楽を聴きたいから買うのです。安易に禁止するのではなく、段階的な様子を見て、どうすることが消費者の権利を守り、なおかつアーティストの権利をも守る一番最善な道なのかを判断してほしいです。

日本のレコード会社の売り方に非はないのですか?改善策は多様にあると思うのですが

が。そして日本人アーティストの楽曲の魅力の無さはどうですか？売れないのは海外版か入ってくるせいだけなのですか？それらの非遗を棚に上げて、その他の音楽市場を排除するようなことがあっては、それこそ「権利の侵害だと思ひます。」今は不況だからこそ、「気に入ったものしか買わない」という形になつてゐるので、

日本での販売がないのはなぜなのか、はっきりしたことは分かりませんが、でもやはり日本の門牌やセブン-イレブンなど、

り価格の問題はあると思います。売るための努力をますます考えるべきではないでしょうか。

私はこの先もずっと海外の、特にアジア圏のCDを買っていくみたいです。  
現在の韓国黎明期に乗って、K-POPの魅力を知ったばかりで、いろんな韓国アーティストの音楽が聴きたいのです。  
その他、ラジオなどで知ったマレーシアのアーティストの曲も聴いてみたいと思ってます。

その他の、ファンなどとくちづいたマレーシアのアーティストの曲も聴いてみたいとい  
いますし、消費者の音楽を選ぶ  
幅は多方面に広がっているのが現状です。  
その個人輸入にまで制限がされてはたまたまものではありません。  
グローバルないまの世の中に沿った、より良い改善策を提案してください。  
国民の権利、自由な生活を妨げるようなことはしないで下さい。お願いします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
件名: 著作権法改正要望事項について[6. 関連]

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見: (115) (116) (117) (118) (119)について

上記の意見について賛成です。

特に、「洋楽レコード（日本に原盤権のないものすべて）」について、輸入禁止  
等の措置が取られることがないよう、強く意見致します。

また、還流盤（日本人アーティストの国外ライセンス商品）防止の期間ですが、もし行うとしても2ヶ月で十分であると考えます。

A horizontal strip of black ink on a white background. At each end of the strip, there is a series of vertical tick marks arranged in a staggered pattern. In the center of the strip, there is a solid black rectangular area.

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について 6. 長密とみなす行為等 遠流防止  
措置\_関連

[REDACTED]

輸入盤CDの販売禁止には絶対反対です。盛んになっていくであろう時にこんな法改正がされるかもしれないなんて来年には万博も開かれ、文化交流がますます盛んにならざるを得ません。

これでは音楽の鎖国と同じです。

私たち個人の「音楽を楽しむ」という自由を奪わないでください。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:  
件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]  
(2) [REDACTED]  
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】(115)～(119)について意見させて頂きます。

レコード輸入権の廃止・見直しを強く要求します。

レコード輸入権は、所有権を制限するばかりか、だいたいこの法案の根拠となったデータはもちろん、国会での答弁もさることながら、ユーザーに対して虚偽の説明をされております。  
果たして、この輸入権を導入することでどれだけ、効果があるというのでしょうか？  
そして、その有効性も疑わしいものがあります。

冬のソナタというドラマがきっかけになり、今、日本でも韓国の文化が少しづつ浸透しつつあります。  
しかし、この法案が施行されることにより、この流れがふさがれる危険性があるわけです。

また、全世界で毎月リリースされるCDは膨大にあります。しかし、日本でリリースされてるのは全體の1割あるかどうかではないかと思います。

現在の状況では、税関でひっかかる国CDが1枚でもひっかかると、それ以降はその国すべてのCD・レコードが対象になるという方向で進んでいます。されど、税関のほうでも混乱し、やがてはすべて止めるという構図も見えてきます。  
香港ではそのような形で止められてしまい、文化が衰退してるのが現状です。

香港と同じ道をたどろうとしている、この輸入権は、どう考えても消費者に不利益が生じるのは明らかです。

日本はそうでなくとも再版制度により保護されてるばかりか、実際は世界一高く値段が設定されています。  
両方を得た日本の音楽業界はこれによって衰退の方向に進むはずです。

欧米、アジアの権利者は輸入を止めないって言っているから、止めないだろうと構えていらしてるようですが、所詮、日本のメジャー会社はいち大企業の一部門にしかすぎないんです。  
親会社がもし、権利行使することになったらどうしたらいいか？…というシミュレーションをされないまま、来年を迎ってしまうのは、とても恐ろしいです。

よって、レコード輸入権の廃止・見直しを強く要求します。

以上。

- 〈1〉  
〈2〉  
〈3〉意見

「著作権法改正要望事項について【6. 関連】」】(115)(116)(117)(118)(119)について意見させて頂きます。

2004年6月3日に残念ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになつたように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽曲観論などおびただしい問題点が指摘されたのにも関わらず、来年1月1日から施行されるようなのですぐ、

いまだもって、著作権法（昭和45年法律第48号）第113条新第5項で規定されている「政令で定める期間」を「4年間」としての著作権法施行令原案（以下「原案」と称する。）に反対します。

+++++  
【理由】

「原客」は、国民・消費者が納得できるような論拠が示されておりません。

2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないかでしょう。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、4.8箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。

再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売収益の確保は不合理であります。

不合理な規制により関係者の利益を損なうことの無いよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

尚、再販売価格維持制度は著作権法によるレコード還流防止措置とは規制性質が異なるため、政府の説明には理由がなく不適であると考えます。

5 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも莫大な印税で2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考へられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって、得られる利益と比べ著しい差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「著しい差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適当な判断であると言えます。

6. 2003年のオリコン掲載チャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヵ月以内に年間出荷数位の八割前後、二ヵ月以内に九割以上を消化するのに対し、洋楽は邦楽に比べて

消化率は散漫であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2カ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、達成上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに閑ららず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不當に害することになるおそれがあります。

7. 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判別は、事実上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンシーなりから裁判が起こされた場合、最大一億五千万円の罰金を伴う著作権法に触れて裁判に負けてしまうになります。

8 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。

の時限性を放つ。仮にレコード会社が求める流れに一定の合理性があるとしても、流れがこの事実ではないと、レコード会社自身、制を求めているレコード会社自身、「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?相応の売上を見込むのに「6ヶ月」

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対する規制は、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適当です。

9. 政府は「六十五か国が遠流防止措置を講じている」と説明していたが、實際には国会での議論で明らかになつたとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国は含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。実際に遠流防止措置を講じている先進国は、實際にはアメリカとカナダの2ヶ国の実際に、遠流防止措置を講じている先進国は、實際にはアメリカとカナダの2ヶ国

みであることが分かってます。  
国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした  
法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は最小限度に留める必要があるの。  
はいではないでしょうか？

10 政府は当初、還流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は還流防止によつて利益を受ける日本レコード協会であつたことが判明していいます。この事実は、還流量は55万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、流れ防止棊68万枚の積算根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売り店に確認したことから、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はしないとの情報を得ていています。

河村文部大臣は国会で「河村國務大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

「いい」と国民の意志に反して、これが到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展は不合理であるからなりません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるからなりません。期間の限定によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際現に発行されているものについて、原案では平成17年7月1日となるが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利を強いることになることは明白です。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話: なし

意見: (115), (116), (118), (119)について

(115) 音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定  
これには賛成です。当たり前です。この法の趣旨がアジアからの還流盤防止であつたので、そのことをきちんと明文化すべきでしょう。

(116) 「音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を 6 ヶ月に短縮」  
これについては、6ヶ月でも長いです。1ヶ月で十分です。

(118) 「国外発布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内発布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内発布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は発布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。」

これについては賛成です。、国内発布目的商業用レコードの発行前に輸入されたもとの対象にしてしまうと、事実上すべての輸入レコードが対象となってしまいます。結果、輸入レコードが日本に入ってこなくなってしまいます。

(119) 「他の著作物等についての還流防止措置創設には慎重であるべき。」  
賛成です。慎重であるべきというより、商業用レコード、いわゆる音楽CDに関しては、還流防止措置創設などしない方がよろしいのではないかでしょうか？レコード会社の利益確保を国が保護する必要は無いです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

意見:

(115) 「音楽レコードの還流防止措置の対象を、国内で最初に固定したものに限定するなど法律上邦楽レコードのみに限定」について

この意見に賛成します。

先日可決した法案自体が、洋楽平行輸入レコードの輸入を保障していない上に、「輸入禁止商品」か「輸入可商品」かを税関で見分けることは不可能に近い作業なのは明白。「邦楽ライセンスレコードのみを還流防止」と明確に改正するべき。

(116) 「音楽レコードの還流防止措置の対象期間の法律上の上限を 6 ヶ月に短縮」について

「6ヶ月」を「2ヶ月」にしてよいと思います。  
オリコンの邦洋アルバム週間売上推移を見れば、邦楽アルバム（J-POP）のほとんどが発売後4~5週で年間出荷枚数の80%、第8週で90%以上を消化しています。  
つまり発売後2ヶ月で年間売上枚数がほとんど決まってしまうのだから、それ以降に国外発布目的商業用レコードを輸入することが、「当該著作権者又は著作権接権者が得ることが見込まれる利益が不当に害される」という場合には当らない、と思われます。

ゆえに、2ヶ月に短縮して問題ないと考えます。

(117) 「音楽レコードの還流防止措置を時限的措置とすべき。」について

上記(115)(116)で述べた意見と合わせて、この意見に賛成します。  
そして(116)で述べたように時限的措置は「2ヶ月」にしてよいと考えます。

(118) 「国外発布目的商業用レコードの発行された後に同一の国内発布目的商業用レコードが発行されることになった場合において、国内発布目的商業用レコードの発行前に輸入され、又は発布目的で所持されているものについては侵害とみなさない。」について

この意見に賛成します。

国内向け版が存在しない時点で輸入されたものが、国内向け版が発行された時点で侵害品となってしまうのでは、輸入盤販売業者が国内向け版が発行される可能性を懸念して輸入を差し控え、ひいては多種多様なレコード輸入の縮小に繋がってしまう恐れがあるからです。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見:  
(109)

あくまで規制すべきは海賊版であり還流版ではないことに注意せよ

(110) (111)  
「海賊版」は取り締まるべき 二次三次海賊版も同様

(112)  
排他的な運用にならないよう注意されたい。

(113)  
反対する 個別のタイトルごとに検討されるべき問題であると考える

(114)  
賛同する 京都府警のハイテクとは名ばかりの某部署の暴走は目に余る  
あれは特高の再来でも自指しておるのか? 狂屠腐暮とでも呼ぶべきか?

(115) (116) (117) (118)  
賛同する 規制すべきは海賊版であって還流版ではない  
だいたい還流版が安くて困るなら国際的に著作権料を同じにすればよい  
そうすればつけられる差額は著作権料以外の部分になるわけでなんら問題はない  
諸外国では高くて売れないというのならその著作物の価値はその程度だったのだ  
また、著作権料を同じにしても還流版が生出るというならそれは国内企業の  
企業努力不足ということになるだろう  
製造拠点を海外に移して高い国内版を輸入させることには  
むしれるところからむしりとるという意識しか見えない  
輸入権の設立自体当初から反対であった  
再販制度との二重の保護は行き過ぎである

(119)  
残念ながら最終的に反対ゼロで通ってしまうのをとめられなかつたが  
CDでもこれだけ議論が巻き起こったのだから  
他への安易な適用も見過ごすわけにはいかない という意味で賛同  
けしてCD輸入権を容認するわけではない

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
cc:  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]  
意見:

(112)  
妥当ではない。まず、そもそも立法する必要性が無い。間接正犯・帮助犯は  
刑事法の一般的な規定として存在し、それらの制度の内在的な制約に基づいて  
運用されており、またそうあるべきである。そして、新たに権利侵害の  
見なし規定を創設するに足る権利の正当性があるとは考えられない。

(113)  
妥当ではない。まずこのような立法を求めることが、世界的な潮流に  
反する動きであることは指摘しておく必要があろう。日本ではフェアユース  
が条文として明記されていない暗黙の原理になっていることから、技術的  
が保護手段が、実際には「違法とまでは言えない」自力救済にすぎないにも  
かかわらず、あたかも権利性を有しているかのように思われている節が  
あるが、技術的保護手段がフェアユースを損なってはならないし、  
フェアユースを妨げる行為を推奨するこのよう主張が採用されてはならない。

(114) の議論を支持する。

(115) (116) の議論を支持する。

(116) (117) の議論を支持する。原則、輸入権は、その立法過程  
からして「毒樹の果実」であり、権利そのものにも正当性が無く、独占  
禁止法に抵触する可能性が高いものであり、廃止すべきである。

(118) (119) について補充的に支持する。輸入権廃止が原則である。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

(1) 氏名: [REDACTED] 職業: [REDACTED]

(2) 住所: [REDACTED]

(3) 意見: (115), (116), (117), (118), (119)について

(115)賛成。洋楽レコードへの影響は一切ないようにすべきである。

(116)賛成。現在の商品サイクルを見ても、還流防止措置の対象期間は6ヶ月以内がよい。

(117)賛成。

(118)賛成。

(119)賛成。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 「著作権法改正要望事項について【6. 「侵害とみなす行為等」関連】

① 氏名: [REDACTED]

② 住所及び電話番号: [REDACTED]

③ 意見 ※【6. 侵害とみなす行為等 還流防止措置】(115)(116)(117)(118)(119)

私はあまり難しいことはわからないですが、日本でアジアの音楽CDが買えなくなるかもしれない！というのであわててます(^^)

消費者は欲しいもの・いいものはとにかく忠実に「求め」「選び」ます。どんな弾圧に逢っても求めてやまないという事実は歴史上証明済みです。

目の前の国益優先に走るのではなく、自由貿易・経済を「今」実践しなければ「つぎはぎ」の場当たり的な回避策だけでは将来は暗いのではないでしょうか？

私は現在「韓流」に魅力を感じている1人です。ドラマよりもK-POPに夢中です(どちらも繋がりがあります)今後今K-POPのCDが入手出来なくなったからといって国内の他の歌手のCDを購入するかというと「NO」です。

砂の上に城を建ててもいはずれ土台が崩れ去ります。「今」こそ土台をしっかりと作って下さい。私は日本国に住み保護されている日本人です。だからこそ「今」本当の文化が育つ土壤を築いて下さい。そうして初めて自由経済・流通・競争の結果...国益へと繋がります。

(1)氏名 [REDACTED] TEL [REDACTED]  
 (2)住所 [REDACTED]  
 (3)意見

「著作権法改正要望事項について〔6. 関連〕」(115)(116)(117)(118)(119)  
 について意見させて頂きます。

2004年6月3日に発令ながら、「音楽レコードの還流防止措置」を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が衆議院文部科学委員会での法案審議でも明らかになつたように、法案の根拠と成っているデータや検討過程、全く裏付けの無い楽規論などおひたしたい問題点が指摘されたのも関わらず、来年1月1日から施行されるようですが、

いまだもって、著作権法(昭和45年法律第48号)第113条新第5項で規定されている  
 「政令で定める期間」を「4年間」とした著作権法施行令原案  
 (以下「原案」と称する。)に反対します。

+++++  
 【理由】

1 「原案」は、国民・消費者が納得できるような説明が示されておりません。  
 2 公正取引委員会は「総合的に勘案して、競争政策上の懸念が完全に払拭されたということではない」と国会でも明言し、且つ、「還流防止措置を講ずることができる期間を七年を超えない範囲で政令で定める期間とするという期間を限定していること」が制度自体の導入を認める前提であると表明しています。

還流防止措置がもし国会における政府説明の通りアジア進出をする邦楽についてレコード会社の利益を保護することであるとすれば、洋楽のロングセラーを考慮に入れる必要はない。邦楽・洋楽とも同じ期間を輸入禁止とするのであるから、不平等だとも言えないのではないか。うか。

3 他国の制度と比較した場合、同じような輸入権が創設されている香港では18カ月であり、4B箇月という原案は国際的にも長い期間であり、国際比較をした場合でも到底合理的な規制期間とは言えません。

4 すでに、レコード業界は再販売価格維持制度により、他業種に較べてより多くの独占的権益を得ております。  
 再販売価格維持制度も著作権法によるレコード還流防止措置も独占禁止法上の適用除外としての保護政策であり、重複規制であるから、再販売価格維持制度の維持以上の販売権益の確保は不合理であります。

5 不合理な規制により関係者の利益を損なうことのないよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。  
 不合理的な規制により関係者の利益を損なうことのないよう、規制期間は最小限度に留めるべきであると考えます。

6 本施行令原案の前提として、還流によって著作者の利益が減っているとの説明もあったが、たとえば、保護される日本国内の価格が安い台湾盤の価格よりも3割高いと仮定しても、台湾の国内盤の方が日本国内よりも実演家印税が2倍高いため、台湾盤がたくさん売れた方が印税は高くなる場合もあると考えられます。

尚、「日本と物価水準に大きな差がない先進諸国からの輸入のように、国外における販売によって得られる利益が国内における販売によって得られる利益と比べ寄りの差がない場合には、不当とは判断されない」との政府の判断は、「寄りの差」の判断基準が国民が納得できる形で説明されておらず、国民の理解は得られていない不適切な判断であると考えます。

7 2003年のオリンピックチャートを基に、発売から10週間内の売上データを邦楽・洋楽各5タイトルについて週単位で比較すると、邦楽は発売から一ヶ月以内に年間出荷枚数の八割前後、二ヶ月以内に九割以上を消化するに対し、洋楽は邦楽に較べて消化率は遅延であることがわかります。

したがって、邦楽の還流盤のみを輸入禁止の対象にするのであれば2ヶ月以内が合理的な範囲であり、それ以上の期間を設定することは、達成上は否定している欧米からの洋楽タイトル輸入禁止を意図しているか否かに問はず、結果的に欧米からの洋楽タイトル輸入禁止と同等の効果を生じせしめ、国民の権利を不当に害することになるおそれがあります。

8 新著作権法のもとでは、レコード会社が輸入権を行使しているかどうかの判断は事实上困難であり、輸入権を行使したライセンサーあるいはライセンサーなりから裁判が起きた場合、最大一億五千萬円の罰金を行う著作権法に触れて裁判に負けた場合のリスクがとても大きく、疑わしいCDは輸入しない事態が発生する可能性は高くなります。

9 日本のレコード業界を保護している再販制度において、多くの会社が「6ヶ月」の時限再販を実施しています。  
 この事実は、仮にレコード会社が求める還流に一定の合理性があるにしても、還流規制を求めていたるレコード会社自身、相応の売上を見込むのに「6ヶ月」あれば充分としている証拠ではないでしょうか?

したがって、公正取引委員会の指導のもと、時限再販を進めているレコード業界に対し、それより長い「4年間」という利益保護の期間を与えるのは明かに不適切です。

10 政府は「六十五か国が還流防止措置を講じている」と説明していたが、実際には国会での議論で明らかになつたとおり6ヶ国にすぎず、EU・EEA諸国十八カ国を含めていることについて妥当性を疑う見解も出ています。  
 実際に、還流防止措置を講じている先進国は、実際にはアメリカとカナダの2ヶ国のみであることが分かっています。

件名：著作権法改正要望事項について〔6. 関連〕

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名：[REDACTED]  
 所属：[REDACTED]  
 住所：[REDACTED]  
 電話：[REDACTED]  
 意見：

■ (115)について  
 賛成する。

ただし、本来は音楽レコードの還流防止措置そのものを行うべきではない。

日本レコード協会は、2012年には1265万枚のアジア還流盤が日本へ逆輸入されると試算しているが、2002年に日本へ持ち込まれたとされているアジア還流盤は68万枚であり、これは国内での邦楽の販売枚数の約0.3%に過ぎない。この程度の問題に著作権法を改正する必要はなく、本来は特別立法などで対処すべきである。

また、この改正には、昨年の段階で公正取引委員会が独禁法に抵触する可能性を指摘している。再販制度とレコード輸入権をセットで用意することは、特定の業界へのあまりにも過剰な保護である。

全国消費者団体連絡会が指摘しているように、安価なアジア還流盤が流通しなくなれば、価格競争が一層生まれにくくなる。日本レコード協会や日本音楽著作権協会など8団体は、2月3日の記者会見で、還流防止措置が法制化された場合にはCDの価格を下げるよう取り組むとしていたが、具体的な内容はいままだ示されないままである。また、業界として取り組むとしていたものが、これも同様に具体的な内容は示されていない。制度期間の短縮にも言及していたものの、これも同様に具体的な内容は示されていない。このような状態で還流防止措置を法制化してしまうのは、消費者側の利益が明示されないまま業界にのみ利益を与えるものである。

そもそも今回問題となつたアジア還流盤は、海賊盤ではなくライセンス供与の上で著作権料が支払われている正規の商品である。それを著作権法の改正によって輸入禁止にしてしまうことは、以上に示した問題点から判断しても行うべきではない。

■ (116)について

賛成する。

なお、著作権法第113条新第5項における「7年を超えない範囲内において政令で定める期間」は、もっと短く「10週」とするべきである。以下にその理由を述べる。

オリコンのデータを元にした、2003年の邦楽・洋楽CDの週間売上上げ推移を見た場合、邦楽は8週、洋楽はほぼ10週でそのCDの全売上上げ枚数の90%を売り終えるからである。

邦楽について例示すると、CHEMISTRYの「Second to None」は5週、BoAの「VALENTI」は8週、Every Little Thingの「Many Pieces」は7週、スガシカオの「SMILE」は7週、day after tomorrowの「Elements」は8週でその全売上上げ枚数の90%を売り終えている。

洋楽について例示すると、エヴァネッセンスの「フォールン」は10週、ビヨンセの「ダンジャラス・リィ・イン・ラヴ」は10週、レディオヘッドの「ヘイル・トウ・ザ・シーフ」は5週、マドンナの「アメリカン・ライフ」は7週でその全売上上げ枚数のほぼ90%を売り終えている。

以上の具体例からも、「関係権利者の利益の確保と、関係事業者や消費者の利益の調和を図る」ためには、10週で充分であることは明白である。

■ (117)について

(115)、(116)と同様の理由で賛成する。

■ (118)について

賛成する。

以上。

国民への説明が虚偽であったことが判明している以上、係る説明不充分を前提にした法律の施行は規制合理性に欠けており、その規制は専小限度に留める必要があるのではないかでしょうか？

10 政府は当初、違流量は68万枚あると説明していたが、その調査は政府自身ではなく文化科学研究所の調査であり、しかもその調査を依頼した主体は違流防止によって利益を受ける日本レコード協会であったことが判明しています。この事実は、違流量68万枚との政府の説明に恣意が入っていると国民を疑わせるに十分です。

11 さらに、違流防止量68万枚の根拠は、在庫回転率3.5という数値を前提に算定していると説明していたが、当方が独自に音楽ソフト小売店に確認したところ、在庫回転率は2.0を上回ることは通常はあり得ない、そんなに回転していたら苦労はないとの情報を得てています。

河村文部大臣は国会で「河村文部大臣 調査をやり直す予定はございません」と極めて不誠実な態度で精査拒否を表明したため、「政府はレコード会社のことしか考えていない」と国民の怒りと反感を買っている。

これでは到底、国民・消費者・音楽愛好者の理解は得られず、文化の健全な発展はありません。国民・消費者・音楽愛好者の理解が得られない規制は不合理であるから、期間の限定期間によって国民が納得のできるかたちで施行すべきです。

12 この法律の施行の際に発行されているものについて、原案では平成17年1月1日となっているが、政令で定める期間を原案通り4年間とすると、過去に遡って適用されることになり、法が制定されていない段階で販売している事業者に不当な不利益を強いることになることは明白です。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp  
件名: 著作権法改正要望事項について【6. 関連】

氏名: [REDACTED]  
所属: [REDACTED]  
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)

住所: [REDACTED]  
電話番号: [REDACTED]

意見:  
(111)の意見に反対します。

(111)のような改正がなされた場合、パッケージソフトの購入者や、ソフトウェアがブレインストールされているコンピュータの購入者は、購入時に、いちいち当該ソフトウェアがその著作権者の許諾を得てパッケージに収録され、あるいは、ブレインストールされたのかを確認しなければならず、その確認を怠ったならば「過失あり」と認定され、ちゃんとお金を出したはずなのに使用を禁止されるという事態を招きます。

最悪のケースは、正規に購入したプログラムが、他人が著作権を有するプログラムのコードの一部を流用していた場合で、(Linuxに関してSUNやIBMやあちこちのユーザを恫喝してゐる件を考えて頂ければよいかと思います)  
コード流用の可能性を検証せずに当該プログラムを漫然と購入したこと、「過失」といわれてしまうと、そんな検証技術のない購入者はお手上げです。  
企業ですらこんな検証は不可能です。

これでは正規のパッケージを購入しようという意欲を萎縮させてしまいます。

かたやソフトウェアの著作権者は、著作権侵害行為を摘発する能力がありますし、侵害行為をやめさせる権限もあります。  
にもかかわらず、そのような能力も権限もないソフトウェアの利用者に負担を押しつけようというのは、怠慢以外の何ものでもないと考えます。